

第八輯

509.19-D25-2ㄅ



59.19  
225  
又

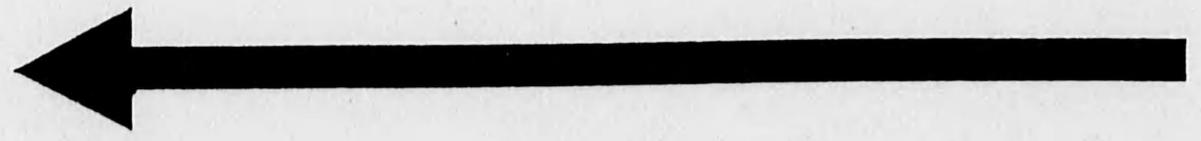
指導資料

產業報國會組織整備要綱解説

大日本産業報國會編



始





昭和十六年十月  
産報指導資料第八輯

産業報國會組織整備要綱解説



大日本産業報國會



509.19  
D25  
2

### 大日本産業報國會綱領

一、我等ハ國體ノ本義ニ徹シ全産業一體報國ノ實ヲ舉ゲ以テ皇  
運ヲ扶翼シ奉ラムコトヲ期ス

二、我等ハ産業ノ使命ヲ體シ事業一家職分奉公ノ誠ヲ致シ以テ  
皇國産業ノ興隆ニ總力ヲ竭サムコトヲ期ス

一、我等ハ勤勞ノ眞義ニ生キ剛健明朗ナル生活ヲ建設シ以テ國  
力ノ根柢ニ培ハムコトヲ期ス



912  
297

### 工場事業場ニ於ケル産業報國會組織整備要綱

工場事業場ニ於ケル單位産業報國會ノ從來ノ組織ヲ以テシテハ勤勞ノ統轄ニ關シ緊急事態ニ對應スル充分ナル活動ノ實現ヲ期シ難シ、依テ之ヲ整備充實シ會長ノ指揮下ニ部隊組織ヲ確立シテ其ノ統制力ヲ強化シ懇談會ヲ整備シテ團結力ノ中心トナシ更ニ事務機關ノ設置等ニ依リ會活動ヲ強化促進セントス

#### 一、基本組織

- (一) 單位産業報國會ノ基本組織ハ部隊組織トシ工場又ハ事業場ノ部門別ニ其ノ職制ノ區分ニ即シテ段階的ニ之ヲ編成シ各職場別ニ最下部單位トシテ五人組制ヲ置ク  
前項ノ組員ノ數ハ一組五人乃至十人ヲ標準トス
- (二) 最高指揮者ニハ會長之ニ當リ率先垂範シテ全會員ヲ統率ス
- (三) 各段階ノ部隊毎ニ指揮者ヲ置キ各所屬員ヲ統轄シ會活動ニ挺身セシム

(四) 指揮者ハ工場又ハ事業場ノ職制ニ基ク當該段階ノ長ヲ以テ之ニ充テ組指揮者ハ組員ノ意見ヲ徵シテ直上指揮者、會長ニ之ヲ推薦シ會長之ヲ任命ス

## 二、懇談機關

- (一) 懇談機關ハ團結親和ノ精神ニ基キ職分奉公ニ必要ナル一切ノ事項ヲ懇談スルモノトス
- (二) 基本組織ノ必要ナル段階ニ當該指揮者ヲ座長トスル懇談機關ヲ置ク
- (三) 懇談機關ハ懇談會及組常會トス
- (四) 組常會ハ所屬組員ノ全員組織トス
- (五) 最下部ノ懇談會ノ委員ハ組指揮者ヲ以テ充ツルノ外役付工(之ニ相當スル者ヲ含ム)ノ中ヨリ會長之ヲ任命ス
- (六) 上級懇談會ノ委員ハ當該懇談會ノ座長タル指揮者ニ直屬スル指揮者ヲ以テ充ツルノ外左ニ掲グル者ノ中ヨリ會長之ヲ任命ス
  - (イ) 當該關係部局職員
  - (ロ) 下級懇談會ノ委員タル指揮者及役付工(之ニ相當スル者ヲ含ム)

- (ハ) 其ノ他會長ノ適當ト認ムル者
- (七) 各懇談會ノ組指揮者タル委員ノ數ハ懇談會委員總數ノ三分ノ一ヲ下ルヲ得ズ
- (八) 事務機關ノ職員ハ各懇談會ニ出席スルモノトス

## 三、事務機關

- (一) 會務處理及推進ノ爲會員五百人以上ヲ有スル産業報國會ニ事務機關ヲ置ク
- (二) 事務機關ニ長ヲ置キ事務ヲ統轄セシム
- (三) 事務機關ノ標準的區分ハ左ノ如シ
  - (イ) 總務部
  - (ロ) 訓練部
  - (ハ) 厚生保健部
  - (ニ) 技能部

## 工場事業場ニ於ケル産業報國會ノ組織ノ再編成ニ併行シテ實施スベキ事項

### 一、勤勞管理機構ノ強化

- (一) 勤勞管理ハ單ナル勞務者ノ管理ニ止マラズ工場事業場ノ全職場ニ亙ル職員及勞務者ノ管理ヲ一體的ニ行ヒ得ル如キ強力ナル機構ヲ確立スルモノトス
- (二) 勤勞管理ノ專任擔當者ヲ置キ代表的役職員之ニ當ルモノトス

### 二、工場事業場ニ於ケル産業報國會ニ連絡責任者ノ設置

- (一) 會長ノ事務多端ノ爲ニ別ニ官廳及上部機構トノ連絡ノ爲連絡責任者ヲ設ク
- (二) 連絡責任者ハ産報事務機關ノ長又ハ前記勤勞管理ノ專任擔當者トス

## 事業場産業報國會組織整備要綱解説

事業場産業報國會ハ事業場ノ勤勞者全員ヲ以テ構成スル組織體デアリ、其ノ目的ハ構成員タル會員ガ綱領ノ精神ニ從ヒ各々其ノ職分ニ基キ協心一體トナリ勤勞ノ本義ヲ最高度ニ發揚スルコトニ在ル。特ニ現下ノ時局ニ於テハ國家ノ最大ノ要請タル生産力ノ擴充ニ對シ推進的役割ヲ果スコトガ當面ノ一大任務デアル。然ルニ從來ノ産業報國會ノ組織並ニ運営ノ實情ヲ視ルニ其ノ内部ニ役員會、總會又ハ各種事業部局等ノ設置アルモノアルモ、大體ニ於テ懇談會中心ノ組織トシテ運営セラレツアル結果形式上ハ兎モ角實質的ニハ全職場ノ事務並ニ技術職員ヲ始メトシテ現場活動ノ中心タルベキ幹部工員ノ大多數ヲモ其ノ活動ノ内部ニ充分ニ吸收シ得ズ爲ニ會ノ組織ハ事業場ノ生産組織ト遊離シ更ニ其ノ機能ニ於テモ僅カニ意志疎通乃至勞資調整の機能ヲ司ルニ終始シ産報運動本來ノ任務タル生産活動即チ全會員ノ職域奉公ニ對シ全會員ヲ一體的ニ挺身セシメ得ザル憾ナシトシナイ。

而モ國際關係緊迫化ニ伴ヒ生産ニ於ケル勤勞ノ重要性ハ益々加重セラル、ニモ拘ラズ事業場ノ現状ハ寧ろ軍動員並ニ生産擴充ノ強行ニヨル新規勞務者ノ大量流入勞務者ノ質的低下及ビ勞務統制ノ強化

ニヨリ生ズル各種ノ影響等ニ依リ生産増強上不利ナル條件ガ増加スル傾向ニ在リ、從ツテ之ヲ克服スル爲産業報國會ノ組織ヲ更ニ整備シテ事業場ノ末端ニ至ルマデ之ヲ組織化シ強力ナル統制力ヲ以テ勤勞ノ秩序ヲ確立スルニアラザレバ、或ハ職場ノ混亂ヲ惹起シ戰時生産ニ重大ナル支障ヲ與フル惧ガアル。

依ツテ此際從來ノ組織ヲ整備強化シ組織ノ基本ヲ事業場ノ生産組織ト不離一體ノ關係ヲ確立スルト共ニ軍隊的部隊組織ノ編成ニ依リ指揮系統ヲ明確ニシ他面懇談機關整備ヲ圖リ以テ團結親和ノ強化ヲ期シ更ニ會活動ノ企畫並ニ執行ヲ強行ニ推進スル目的ヲ以テ一定規模以上ノ産業報國會ニ事務機關ヲ設置スルコトトシタノデアル。以下要綱ノ各項目ニ從ヒ簡單ニ解説スルコトトスル。

## 一、基本組織

基本組織ノ第一項ハ事業場産業報國會ノ基本組織ガ部隊組織トシテ編成サルベキコト並ニ其ノ編成方法ヲ定メタモノデアツテ之ニ依リ産報組織ト事業場ノ生産組織トノ表裏一體性ノ確立ヲ期シタノデアル。

「事業場ノ部門別ニ其ノ職制ノ區分ニ即シテ段階的ニ之ヲ編成シ」トアルハ部隊ノ編成ガ事業場ノ

職制ニ依ル横及縦ノ區分ニ即應スベキコトヲ規定シタモノデアアル。コ、ニ横ノ區分トハ事業場ノ部門別、例ヘバ總務部・營業部・製作部・検査部等ノ如キ區分ヲ謂ヒ、縦ノ區分トハ當該部門内ニ於ケル課、係等ノ如キ職制上ノ段階的區分ヲ意味スルノデアアル。此ノ横及縦ノ職制區分ニ從ヒ軍隊ニ於ケル聯隊・大隊・中隊・小隊・分隊ノ様ニピラミット型ニ立體的ニ構成シタ部隊組織ヲ以テ單位産業報國會ノ基本組織トシタノデアル。

最下部單位トシテ五人組制ヲ置イタノハ事業場ノ現状ニ鑑ミ職場ノ秩序ヲ根本的ニ確立スルガ爲ニハ其ノ最下部ニ眞ニ人間的情誼ヲ基礎トスル小單位ノ組織ヲ置キ指揮命令ノ徹底ト構成員相互ノ自發的規律ヲ生カス必要ガ絕對ニ存在スルノデアアル。從ツテ五人組制ヲ職制上ノ制度トシテ採用シテキル事業場ハ別トシテ——コノ場合ハ基本組織ノハ構成ハ職制ト完全ニ一致スル——大多數ノ事業場ニ於ケルガ如ク職制ノ末端ガ五人乃至十人ノ單位ニ細分サレテキナイモノニ於テハ特ニ産報組織トシテ五人組制ヲ置クコトトシタノデアアル（但シ特殊ノ作業形態ヲ採ル事業部門ニ於テハ作業ノ實情ニ應ジ五人組制ノ内容ニ就テ特別ノ考慮ガ認めラレル場合ガアルデアラウ）。コノ五人組ハ部隊組織ノ第一線活動部隊トシテ職場活動ニ付テハ勿論生活刷新、能率研究、相互扶助等ノ部面ニモ亘リ産業報國運動ノ實踐ニ挺身スベキデアアル。

會長ガ最高指揮者トシテ全部隊ヲ統率スルノハ勿論デアアルガ更ニ各段階ノ部隊毎ニ部隊長トシテ指揮者ヲ置キ各々職制上ノ各段階ノ長ヲ以テ之ニ充ツルコトトシタノデアアル。

前記指揮者中組指揮者ノミハ多クノ場合五人組制ガ職制トシテ採用サレテキナイノデ特別ニ之ガ任命ヲ考慮スル必要ガアル。ソコデ第四項ニ於テ組指揮者ハ組員ノ意見ヲ徵シテ直上指揮者即チ五人組ノ直接上部組織ノ指揮者ノ推薦ニ依リ會長ガ之ヲ任命スルコトトシテキル。

此ノ任命方法ハ組指揮者ノ性質ト職制上トノ調和ヲ考慮シタモノデアアル。以上ノ基本組織ヲ採用スルコトニ依ツテ産報組織ト生産組織トハコ、ニ完全ニ表裏一體ノ關係ニ立チ而モ産報組織ニ於ケル部隊組織ノ確立ハ職場ニ於ケル指揮命令ノ系統ヲ確然ト裏付ケルコトトナリ、斯クシテ規律ト服従ヲ根幹トスル集團的作業活動ガ産報活動ノ強力ナル推進ニ基キ一糸亂レズ整然ト行ハルベキ組織上ノ根據ヲ確立シ得ルノデアアル。

以上ノ基本組織ニ對シ事業場ノ實情ニ依リ各種ノ補助組織ヲ併用スルコトハ勿論差支ヘナイノデアアルガ特ニ従業員ノ集團的住宅施設ヲ有スル事業場ニ於テハ住宅中心ノ組織ヲ別途編成シ之ヲ補助組織トシテ活用スルコトモ結構デアアル。

併シナガラ組織整備ノ目的ハ産報運動ノ精華ヲ發揚スルニアルノデアツテ之ガ成否ハ其ノ運営ニ當

ル人ニ懸ツテ居ルコトハ申ス迄モナイ。故ニ會長タル最高指揮者ハ會ヲ代表シ會務ヲ統理スルニ止マラズ全部隊ノ統率者トシテ常ニ會員ノ先頭ニ立チ深イ自覺ト強イ責任觀ヲ以テ自ら率先垂範スルト共ニ確乎不動ノ信念ヲ以テ全會員ヲ統率シナケレバナラナイ。又各段階ノ部隊ノ長タル指揮者モ會長及上級指揮者ノ指揮ニ基キ所屬員ヲ統轄シ自ら規律ノ中心トナリ職場ノ秩序ヲ確立スルト共ニ會活動ニ挺身スベキ任務ト責任トヲ有スルノデアアル。

組ノ指揮者ガ日常ノ生活ヤ作業ニ對スル態度ニ於テ率先シテ範ヲ垂レ組員ヲ團結セシメ組ノ機能發揮ニ全力ヲ傾注シ更ニ上長ヲ輔佐スベキコトハ一般ノ指揮者ノ任務ト異ル所ハナイガ特ニ組指揮者トシテハ組員ノ人的結合ノ強化ニ力ヲ盡シ職場ハ元ヨリ組員ノ家庭生活ニ至ルマデ溫カイ配慮ヲ怠ラズ理解ト信頼ヲ深メル様努力スベキデアアル。

(備考)

本要綱解説ニ於テ事業場トアルノハ工場鑛山及事務所ヲ含ム包括的用例ニ從ツタモノデ廣義ニ解スベキデアアル。

## 二、懇談機關

111  
懇談機關ノ第一項ハ懇談會ノ目的ヲ規定シタモノデアル。從ツテ此ノ場合ニ於ケル懇談ノ態度ハ飽クマデ團結親和ノ精神ノ集結發揚ヲ基調トスベキデアツテ、此ノ機關ニ依ツテ涵養サレタ團結力ハ職場ニ於ケル一體活動ノ實踐トシテ具現サレナケレバナラナイ。「職分奉公ニ必要ナル一切ノ事項」トハ職場内活動ハ勿論、職場外活動ヲモ含ム勤勞者ノ生活全般ニ渉ル事項ト云フ意味ニ廣義ニ解スベキデアル。

懇談機關ハ今回ノ整備要綱ニ依リ從來ノ中心地位カラ寧ロ基本組織ノ補助的ナ地位ニカワツタノデアルガ其ノ目的ハ會活動ノ潤滑油タル作用ヲナス所ニアル。此ノ機關ノ活用ニ依テ會員ノ團結力ガ集結サレ、親和ノ精神ガ發揚サレ、全事業場一心一體ノ實ヲ舉グベキモノデアルカラ其ノ機能ニ於テハイササカモ重要性ヲ減ジタモノデハナイ。人ノ和ハ組織ノ油デアル。此ノ油ガ油トシテノ作用ヲ充分ニ發揮シテコソ組織ノ齒車モ圓滑ニ支障ナク廻轉シ得ルノデアル。

第二項ハ懇談機關ノ設置ニ付テ規定シタモノデアル。本項ニ云フ「必要ナル段階」トハ原則トシテハ各段階ニ懇談機關ヲ設クベキデアルガ事業場ノ實情ニ依ツテ徒ラニ組織ノ複雑化ヲマネク虞ガアルカラ中間ノ特定ノ段階ノ懇談會ヲ設置セザルコトヲ得ルコトヲ意味スルノデアル。懇談會ノ座長ヲ當該段階ノ指揮者トシタノハ本組織ガ指揮者制度ヲ採用セル當然ノ歸結デアル。

第三項ハ懇談機關ノ種類ヲ規定シタモノデアル。

組常會ヲ全員組織トシタノハ組織ガ末端組織デアルコトカラシテ當然ノコトデアアル。

第五項及第六項ハ懇談會ノ構成ニ付テ規定シタモノデアル。

最下部懇談會ハ當該懇談會ノ座長タル指揮者ニ直屬スル組指揮者ノ全部並ニ役付工（之ニ相當スル者ヲ含ム）ノ中ヨリ會長ノ任命シタル者ヲ以テ構成サレルノデアルガ、此ノ最下部懇談會ガ係長タル指揮者ヲ座長トスル懇談會ニ該當スルカ又ハ職長タル指揮者ヲ座長トスル懇談會ニ該當スルカハ規定ノ上デハ限定サレテハキナイガ、夫ハ事業場ノ實情ニ即シテ決定サルベキモノデアツテ一律ニ之ヲ規制シ得ナイカラデアル。此ノ決定ノ基準ハ懇談會ノ構成員ノ數ヲ懇談ノ實ヲ舉ゲ得ル限度ノ員數——例ヘバ二十名乃至三十名——ニ制限スルコトニアル。

上級懇談會ニ於テ當該懇談會ノ座長タル指揮者ニ直屬スル指揮者全部ヲ其ノ懇談會ノ委員ニ加ヘタコトハ事業場産業報國會ノ基本組織ニ即應シ指揮命令系統ノ確立ト職場秩序ノ確保ヲ重視セルコトニ因ルモノデアル。尙下級懇談會ノ委員タル指揮者中ヨリ委員ヲ選任スルコトトシ且組指揮者タル委員ノ數ヲ懇談會委員總數ノ三分ノ一以上トシタノハ之ニ依リ下情ノ攝取ニ遺憾ナキヲ期シ心カラノ團結力ノ強化ヲ圖ラントシタノデアル。

尙「當該部局關係職員」トアルハ部付又ハ課付等ノ職員ヲ指シ「其他會長ノ適當ト認ムル者」トアルハ委員選任ノ劃一性ヲ避ケ事業場ノ實情ニ應ズル多少ノ彈力性ヲ認メタモノデアアルガ之ガ詮衡範圍ハ一應事業場ノ役職員、事務局ニ設置セラルル委員會ノ委員ニ付テ考ヘラレル。

「事務機關ノ職員ハ各懇談會ニ出席スルモノトス」トシタノハ事務機關ノ職員ガ事實上會活動ノ指導的任務ヲ擔當シテキル以上其ノ職責上當然ノコトデアアルガ特ニ懇談機關ノ現狀ニ鑑ミ其ノ運営ニ關スル職員ノ輔佐ヲ重要視シタノニ因ルノデアアル。

上級指揮者ガ下級ノ懇談會ニ出席シ得ルコトハ本要綱ニハ特ニ之ヲ規定シテハ居ナイガ當然ノコトト考フベキデアリ、寧ロ積極的ニ下級懇談會ニ出席シテ之ガ指導ニ當ルベキデアラウ。

尙各段階ノ懇談會ニ提出セラルル議案ニシテ當該懇談會ニ於テ處理シ得ルモノハ直ニ實行ニ移シ、然ラザルモノハ指揮系統ヲ通ジテ處理セラルベキデアラウ。

### 三、事務機關

第一項ハ事務機關設置ノ目的ニ付テ規定シタモノデアアル。事務機關ハ本來會務執行ノ補助機關タル性質ヲ持つノデアアルガ、事實上ハ會長ノ幕僚機關トシテ會活動ノ中核的推進體トナリ産報組織上重要

ナル機能ヲ持つモノデアアル。即チ事務機關ハ懇談會ノ運用、指揮者ノ訓練計畫等ノ研究企畫ヲ爲スト共ニ各種ノ事業部門、例ヘバ作業改善又ハ能率増進ニ關スル委員會等ノ運用、厚生施設等ニ關スル事務及ビ道府縣産業報國會等ノ上部組織トノ連絡ニ關スル事務ヲモ處理スルノデアアル。

事務機關ヲ一定規模以上ノ事業場ニ設置スルコトトシタノハ本要綱ニ依リ名實共ニ産報運動ガ職場ノ全活動ニ即應スルコトトナリ、從ツテ從來ノ事業場ニ於ケル勞務擔當部課ダケデ強力ナ推進母體トナリ得ナイ虞ガアルノデ、産報運動ノ各活動ヲ綜合推進シ得ルニ足ル機關ノ設置ヲ必要トシタノデアアル。

從ツテ事務機關ノ長タル者ハ人事及技術ノ管理ヲ一手ニ掌握シ得ル實權アル事業場ノ代表的役職員ヲ以テ之ニ當テルコトガ會活動ノ推進ノタメ極メテ重要ナ事トナルノデアアル。

事務機關ヲ五百人以上ノ會員ヲ有スル産報會ニ設置スルコトトシタノハ五百人未滿ノ小規模ノ産報會ニモ劃一的ニ之ヲ設ケシムルコトハ實情ニ添ハナイト考ヘタカラデアツテ此ノ場合ニハ勞務擔當課ガ中心トナリ各部局ト充分ナル連絡ヲ採ツテ會ノ事務ヲ處理スルコトガ必要デアアル。

事務機關ノ標準的區分ヲ總務部、訓練部、厚生保健部、技能部ト分ケタノハ産報會ノ事業部門ノ活動ヲ事務機關ヲシテ統括セシムル必要ニ基クモノデアツテ其ノ實際ノ適用ニ當ツテハ事業ノ分量ニ依

ツテ適當ニ部局ノ編成ヲ考慮スベキデアリ各種研究會又ハ委員會等ノ運用ニ付テモ充分ニ其ノ機能ヲ發揮セシムル如ク事務機關ノ機構ヲ整備スベキコトハ云フマデモナイトコロデアル。



912  
297

昭和十七年五月廿八日

製本控

912 函 297 號

年 月 日

産報指導資料第89号

備考

昭和十六年九月二十日印刷

大日本産業報國會

電話九段 〇四七九番  
二三四四番

1912  
297

大日本産業報國會  
印刷所  
東京市下谷區二長町一番地

昭和十六年九月二十日 印刷  
昭和十六年十月一日 發行

非賣品

編輯兼 東京市神田區神保町二丁目一七番地

發行人 阪本勝

印刷人 東京市下谷區二長町一番地

山田三郎太

印刷所 東京市下谷區二長町一番地

凸版印刷株式會社

東京市神田區神保町二丁目一七番地

發行所 大日本産業報國會

電話九段(四)〇四七九番  
二三四四番

509.19  
D25  
2



終